

人権啓発センターさが 人権・同和問題啓発パネル一覧

(令和7年4月1日現在)

※パネルサイズ B1 (728×1030)

人権一般	
1	人権ってなに?
2	差別と区別はどうちがうの?
3	差別をなくすために 自分も他人も大切に
10	人身取引は重罪な犯罪です
11	災害時に発生する人権侵害
12	本人通知制度
13	暴力の構造と複合差別
14	職場の人権 基本の「き」パワーハラスメント
15	つらい気持ちを抱えていませんか?
16	自殺は身近な問題です
17	STOP! コロナ差別 あなたの一言が力になる
18	ダイバーシティ
19	みんなちがってみんないい
20	アクティブ・バイスタンダー(行動する傍観者)
21	人権はあなたの隣にある問題です
22	人権問題は誰かの問題ではありません

こども	
1	子どもも大人と同じ一人の人間です
2	子ども虐待ってなに?
3	虐待防止に、あなたの勇気を!
4	誰かに相談してね
5	まさかわが子が!
6	家庭が「心の居場所」であるために
7	いじめの四層構造
8	いじめる側が絶対に悪い!
9	こんなこともいじめです
10	いじめを訴えることは正しいこと
11	体罰はいかなる理由があっても許されない
12	子どもを傷つける言葉や態度
13	面前DVが子どもに与える影響
14	子どもの権利条約
15	子どもの権利条約ポスター

部落差別(同和問題)	
1	同和問題(部落差別)ってなに?
2	そっとしておけば、差別は自然になくなる?
3	差別につながる身元調査
4	部落差別(同和問題)をなくすために
5	部落差別解消法
6	STOP! えせ同和行為!
9	部落差別を解消するのはあなたです!
10	H29年度啓発ポスター 知ることが、和につながる。
11	H30年度啓発ポスター わかりあえば、わらいあえる。
12	R1年度啓発ポスター 無境界
13	R2年度啓発ポスター 同じ空の下で生きている。

障害者	
1	ともに生きわかつあう社会を目指して
2	障害者と障害を正しく理解してください
3	障害の種類
4	障害者の現状
5	障害者の権利宣言
6	障害者の社会参加の推進
7	障害者のふれあいの促進
8	心のバリアフリーを目指して
9	障害者差別解消法①
10	障害者差別解消法②
11	佐賀県 みんなで支えるけん!
12	職場の人権 基本の「き」障がいのある人

男女共同参画	
1	男女共同参画社会ってなんだろう?
2	男女共同参画社会基本法
3	男性も生活人として家事に参画を
4	男性も女性も生き生きと活躍できる佐賀県
5	雇用における男女の均等な機会の待遇の確保のために
6	ドメスティック・バイオレンス(DV)
7	セクシュアルハラスメントとは
8	セクシュアルハラスメントを防ぐ
9	職場の人権 基本の「き」 セクシュアルハラスメント
10	女性の貧困

感染症患者等	
1	「知ること」が大切
2	エイズとともに生きる時代
3	レッディリボンをつけよう
4	ハンセン病を正しく理解するには
5	ハンセン病は感染力の弱い、治る病気です。
6	ハンセン病について正しく理解し、患者・元患者のみなさんに対する偏見や差別をなくしましょう。
7	難病を正しく理解しよう!

高齢者	
1	超高齢社会の到来!
2	「いい年をして…」「もう年なんだから…」 それって偏見では
3	認知症の理解と認知症サポーター

性的指向・ジェンダーアイデンティティ(性自任)	
1	世の中には男と女しかいない?
2	多様な性について考える
3	ありのままの自分で
4	SOGI(ソジまたはソギ)とは
5	職場の人権 基本の「き」性の多様性
6	佐賀県パートナーシップ宣誓制度
7	アライ

インターネットによる人権侵害	
1	インターネットなら、他人に知られなければ なにをしてもいいと思っていませんか？
2	ネットケットを守りましょう
3	インターネットの利用法
4	インターネット上で自分自身を守るために
5	インターネット上で相手を傷つけないために
6	困った時には、一人で悩まず、相談しよう①
7	困った時には、一人で悩まず、相談しよう②
8	ストップ!SNS等での誹謗中傷
9	職場の人権 基本の「き」インターネットを 悪用した人権侵害
10	インターネットと人権
11	インターネットでの人権侵害
12	画面の向こうは人とつながっています

※パネルサイズ B2(728×515)

人権啓発パネル(人権課題セット版)R5作成	
1	みつけて人権
2	地域・職場・学校・家庭 インタネットを悪用した人権侵害
	地域
3	①障害のある人と人権
4	②外国人と人権
5	③性的指向と人権
	学校
6	①身近な人権
7	②東日本大震災に起因する人権問題
	職場
8	①女性と人権
9	②刑を終えて出所した人と人権
10	③性自認と人権
	家庭
11	①同和問題(部落差別)と人権
12	②高齢者と人権
13	③固定的な性約割分担意識

外国人	
1	人権に国境はありません
2	ヘイトスピーチは許さない
3	職場の人権 基本の「き」外国人

犯罪被害者等	
1	犯罪被害者の人権を守るために

北朝鮮による人権侵害問題・拉致問題	
1	北朝鮮人権侵害問題啓発週間
2	工作船事件の概要
3	工作船の主な特徴
4	政府認定17名に係る事案概要①
5	政府認定17名に係る事案概要②
6	政府認定17名に係る事案概要③
7	政府認定17名に係る事案概要④

イーゼルも貸出しています。

パネル図柄【人権一般】

[人権1] 人権ってなに?
(令和7年4月1日現在)

人権ってなに?



人権は、「人間が人間らしく幸せに生きるためにの権利」です。
私たちは、立場や考え方、生き方に関係なく生まれながらにしてこの権利を持っています。
しかし、残念なことに私たちの身のまわりでは、匿名性を悪用したインターネットによる差別表現・誹謗中傷・ハラスメントによる被害、いじめの問題やヘイトスピーチなど、人間の尊厳に関わる人権問題が後を絶ちません。
みんなが幸せに暮らすために自分に何ができるのか考えてみましょう。

主な人権問題にはどのようなものがありますか?



県では、「佐賀県人権施策基本方針」の中で、人権問題は人の生活全般に関わってくる問題であり、「人権」という普遍的文化と捉えて、これを県民生活の中に定着、発展させていくこととしています。その上で、特に11課題を取り上げ、解決に向けてさまざまな施策を取り組んでいます。

- (1)部落差別(同和問題)
- (2)男女共同参画
- (3)こども
- (4)高齢者
- (5)障害者
- (6)外国人
- (7)感染症患者等
- (8)犯罪被害者等
- (9)性別相称・ジェンダー・アイデンティティ(性自己)
- (10)その他の人権に関わる様々な課題
- 刑を終えて出所した人、ホームレス等生活困窮者
- 北朝鮮当帰による拉致問題等、人身取引、災害に起因する人権問題。

[人権2] 差別と区別はどう違うの?

差別と区別はどう違うの?



「差別」とは、本人の適性や能力とは直接関係ないことで差をつけ、その人の人権を無視した扱いをすることです。

これに対し「区別」とは、それぞれの違った個性や能力を見極め、その区分けをすることです。

しかし、性による区別が女性差別につながることがあるように、「区別」が「差別」につながってしまうことがあります。この2つの言葉の意味をはっきりと理解することは人権について理解するうえで重要なことです。



なげなく言ったことが差別だと言われるのですが…



だれもが、これまで一度や二度は胸にぐさりと突き刺されることを言われ、深い傷を受けたことがあると思います。

そうした場合、言われた方は耐え難い苦しみを受けているのに、言った方はその発言さえ覚えていないことがあります。

心と心をつなぐはずの言葉が心と心を引き離す差別の言葉にならないか、真剣に考えてみる必要があります。

[人権3] 差別をなくすために 自分も他人も大切に

差別をなくすために



自分自身のこれまでの人生を振り返って、差別にまったく関わったことがないと断言できる人はいないのではないかでしょうか。
おそらく誰もが程度の違いこそあれ、身近な生活中で差別したり、されたりした経験を持っているのではないかでしょうか。

差別とは他人の問題ではなく、自分自身の問題です。差別をなくすためには、自分自身が差別の当事者であるという認識を持つことが大切です。

また、自分のよさ、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして思えるようになることが人権を身近に考える第一歩です。

自分のことを大切にする気持ちが、他のことも大切にしようという気持ちにつながります。あわせて、「相手の立場に立つ」「他人の心の痛みがわかる」ということも、人権や差別を考えるときに重要になってきます。



自分も他人も大切に

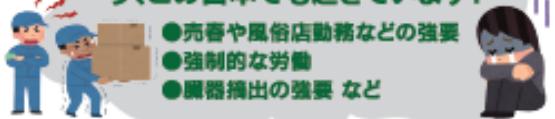
[人権10] 人権取引は重大な犯罪です

人身取引は重大な犯罪です

人身取引(トラフィッキング)とは、犯罪組織などが関与し、脅力や脅迫などにより、性的サービスや労働等を強要することをいいます。

特に、社会的・経済的に弱い立場に置かれている女性や子どもが被害者の多くを占めていますが、男性も被害者となり得ます。

今、この日本でも起きています!



- 売春や風俗店勤務などの強要
- 強制的な労働
- 器物擲出の強要 など

人身取引を根絶し被害者を救うためには、国民一人ひとりが、まずその事実を認識する必要があります。

●人身取引に関する情報提供・相談窓口●

【都道府県警察】

警察相談窓口(電話):#9110

【匿名通報】(警察庁)

電話:0120-924-839

【出入国在留管理局】

外国人在留総合インフォメーションセンター ※外国語対応

電話:0570-013904 (IP, PHS, 海外:03-5796-7112)

【人権相談】(法務省)

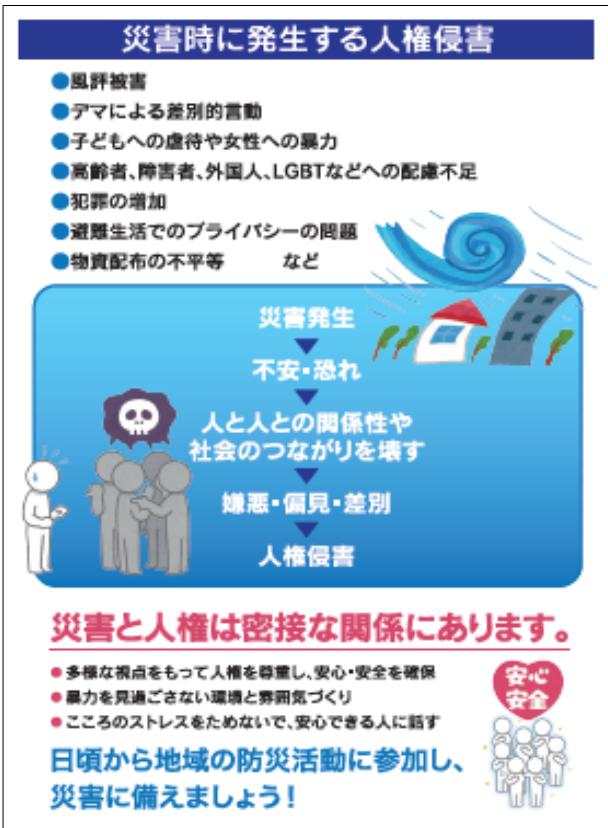
みんなの人権110番 電話:0570-003-110

外国人権相談ダイヤル 電話:0570-090911 ※外国語対応

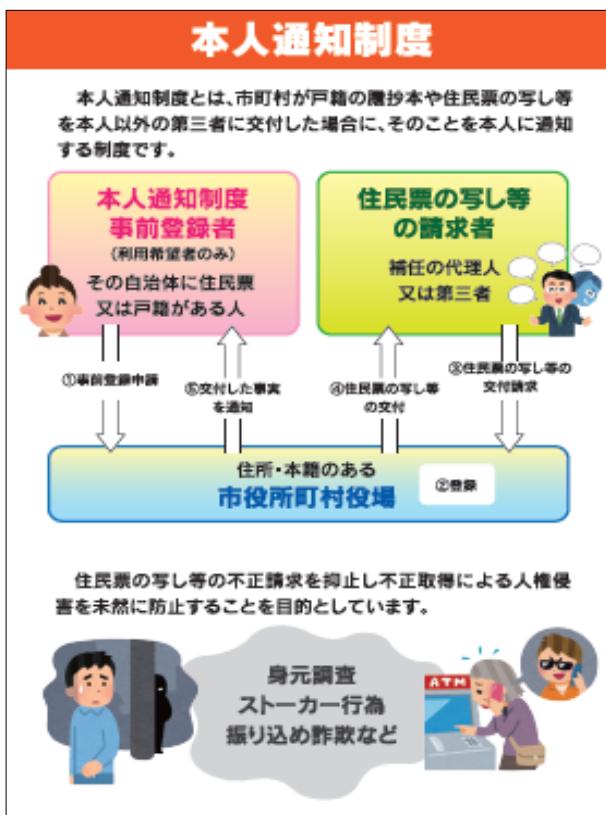
人身取引の被害者が助けを求めてきたたり、被害者らしい人の情報などを聞いたりしたら、最寄りの警察署や出入国在留管理局に連絡してください。

パネル図柄【人権一般】

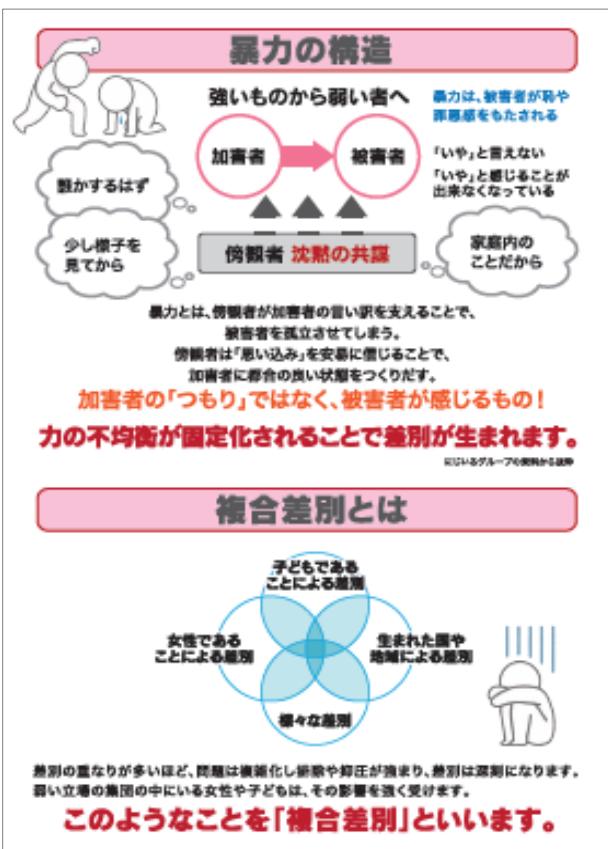
[人権11] 災害時に発生する人権侵害



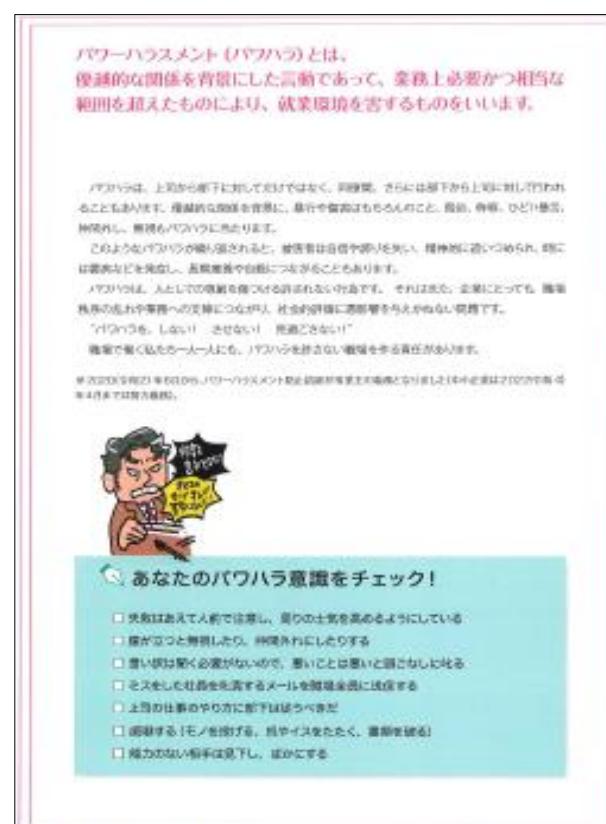
[人権12] 本人通知制度



[人権13] 暴力の構造と複合差別



[人権14] 職場の人権 基本の「き」パワーハラスメント



パネル図柄【人権一般】

[人権15] つらい気持ちを抱えていませんか？

つらい気持ちを抱えていませんか？

こんなことありませんか？

- 気分が沈む、憂うつ
- 風邪でも暑さでもない
- 何をするにも元気が出ない
- 理由がないのに、不安全な気持ちになる
- イライラする、怒りっぽい
- 頭が自分の思考を重っている
- 何も食べたくない、食事がおいしくない
- 寝付けない、熟睡できない



ここでの不調やストレス症状が長く続いたり、日常生活に支障が出ている場合は、早めに専門医に相談することをお勧めします。

周囲の人が気づきやすい変化

ここでの病気は自分で気づきにくい場合もあります。また、自分で不調に気づいてはいても、ここでの病気だと思っていない場合もあります。

その人らしくない行動が続いたり、生活面での支援がでている場合は、早めに専門機関に相談するよう勧めてください。

- 顔面が紅潮してきた
- 表情が暗くなったり
- 一人になりたがる
- 放り言葉が増えた
- 運動や休みが増えた
- ミスや忘れが多い
- 体に不自然な傷がある
- 体にやせた、太った
- 表情が暗くなった
- 不満、トラブルが増えた
- 他人の弱音を気にするようになった
- ほんやりしていることが多い

●相談窓口●

佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060
人権啓発センター ☎0952-25-7229
～県内の各保健福祉事務所、各市町の相談窓口～

[人権16] 自殺は身近な問題です

自殺は身近な問題です

2006年に自殺対策基本法が制定されたこともあって、日本の自殺者総数は全体的には減少傾向にありますが、若い世代の自殺は深刻な状況にあり、「自殺」が死因の1位となっています。また、コロナ禍においては、経済的理由や家庭内の問題などの影響を強く受け、女性の自殺者が急増しています。自殺は特別なことではなく、誰にでも起こりうる、身近な出来事になっています。

附 計

年齢層	第1位			第2位			第3位		
	男性	女性	死亡率(‰)	男性	女性	死亡率(‰)	男性	女性	死亡率(‰)
15～19歳	男	女	46.6	男	女	47.7	男	女	44.5
20～24歳	男	女	37.7	男	女	27.8	男	女	1.9
25～29歳	男	女	34.6	男	女	31.1	男	女	1.7
30～34歳	男	女	17.5	男	女	5.2	男	女	0.2
35～39歳	男	女	10.9	男	女	2.5	男	女	0.0
40～44歳	男	女	1.8	男	女	0.4	男	女	0.0
45～49歳	男	女	1.8	男	女	0.4	男	女	0.0
50～54歳	男	女	1.8	男	女	0.3	男	女	0.0
55～59歳	男	女	1.8	男	女	0.3	男	女	0.0
60～64歳	男	女	1.8	男	女	0.3	男	女	0.0
65～69歳	男	女	1.8	男	女	0.3	男	女	0.0
70～74歳	男	女	1.8	男	女	0.3	男	女	0.0
75～79歳	男	女	1.8	男	女	0.3	男	女	0.0
80～84歳	男	女	1.8	男	女	0.3	男	女	0.0

様々な要因が複合的に絡み合うことで、自殺のリスクが高まります。

健康問題・経済問題・家庭問題・勤務問題・学校問題など

『ゲートキーパー』とは

悩んでいる人に気づき、声をかけ話を聞いて、必要な支援につなげ見守ることです。

いつもと違う小さな変化に気づいたら、勇気を出して声をかけてみませんか？

●電話相談窓口●

佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060

人権啓発センター ☎0952-25-7229

～県内の各保健福祉事務所、各市町の相談窓口～

よりそいホットライン ☎0120-279-338(無料)【24時間対応】

～一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口～

[人権17] STOP!コロナ差別 あなたの一言が力になる

コロナウイルスの感染者やその家族。
私たちの生活を守り支えてくださっている人たちへの
謝謝や優しさSNSでのひなひな書き込みは
しない、させない。

大切な命を守るために、活動や行動で歓迎最大人と人間関係を守りましょう。

STOP! コロナ差別



あなたの「一言」が「力」になる

●不適な差別や偏見に関する主な相談先●

一般個人相談窓口一

おんなの人の人権110番 ☎0570-003-110 (平日8:00～17:15)

子どもの人権110番 ☎0120-007-110 (平日8:00～17:15)

女性の人権相談センター ☎0570-070-010 (平日8:00～17:15)

Foreign-language Human Right Hotline

外國人・難民の相談窓口 ☎0570-030011 (平日8:00～17:00)

一般個人相談窓口一

人権啓発センター ☎0952-25-7229 (平日8:00～17:00)

[人権18] ダイバーシティ

ダイバーシティってなんだろう 多様性やちがいのこと

ダイバーシティ (Diversity) とは

多様な人びとが互いの違いを尊重し、ともに生きる社会の理念を表します。

すべての人の多様性を生かすことが目的で、ダイバーシティ（多様性）という意味の英語は、様々な人材を活用するという意味があり、ビジネスシーンでも用いられるようになりました。

みんなちがって、みんないい

一人ひとりが ちがって、あたりまえ

大切なことは、

多様性・ちがいを受け入れるために相手に伝えたいことを言葉にする

コミュニケーションをとり、相手を理解しようとする

といったことが大切になります。

互いのちがいを認めず、知らずとせず、違いを見過ごし理解しないままにして

おくと、大きな誤解やトラブルを招くことになり、偏見にもつながります。

“ちがい”には、自分の意志では変えることができないものや
自分の努力で変えることができないものがあります。

例えば：言語、人種、年齢、性別、性的指向、性自認、宗教

経験、働き方、価値観、ライフスタイル、住む場所や地域、文化等。

“ちがい”を知ろう、“ちがい”を学ぼう！

何事にもダイバーシティの視点を持って取り組もう！

幅広い年代の人、多様な人種、異なる価値観を持つ人と日常的に触れ合うことは、個人としても、ひとりの社会人としても成長のきっかけとなる貴重な経験となります。

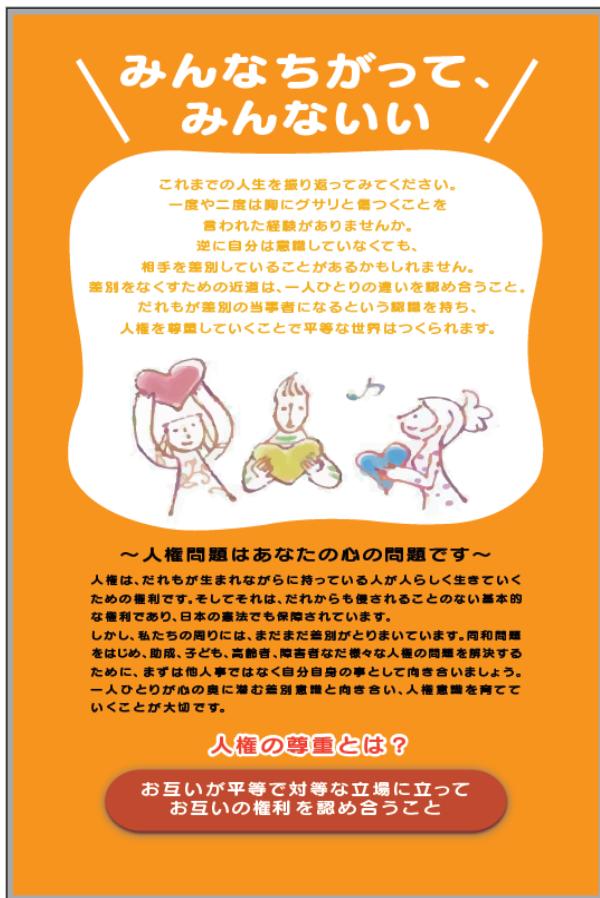
「ちがい」を、間違いとして排除せず、ダイバーシティの意味を正しく理解し、職場や日常のあらゆる場面において違いを尊重し行動

することを心がけてみてください。



パネル図柄【人権一般】

[人権19] みんなちがってみんないい

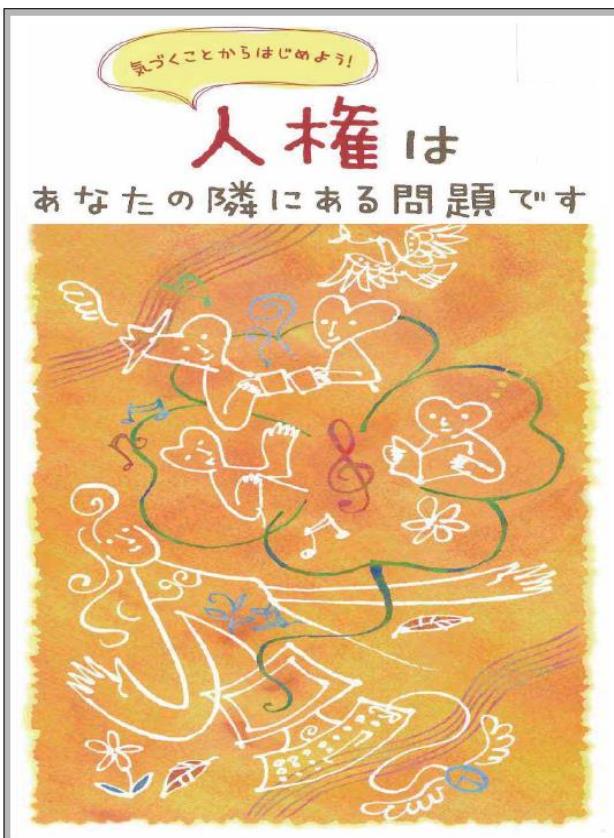


[人権20]

アクティブ・バイスタンダー
(行動する傍観者)



[人権21] 人権はあなたの隣にある問題です



[人権22] 人権問題は誰かの問題ではありません
令和5年 県条例が制定されました



パネル図柄【同和問題】

[同和問題1] 同和問題(部落差別)ってなに?
(令和7年4月1日現在)

同和問題(部落差別)ってなに?



同和問題(部落差別)とは、自分の能力や人柄とは関係なく、生まれた場所やそこに住んでいるという理由だけで結婚を反対されたり、就職や日常生活で差別を受けるという日本固有の深刻な人権問題です。

日本の歴史の中でつくられた身分制度に基づく、根深い差別意識や誤った認識、偏見が、現代社会においてもまだに存在しています。

同和問題って昔の話じゃないの?

同和問題は昔の話ではありません。
1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、2002(平成14)年まで33年間にわたりて同和対策事業が実施されたことで同和地区的生活の実態は大きく改善されました。
しかし、残念なことに今なお結婚や就職で差別を受けたり、インターネット上に心無い書き込みがなされるといった事案が発生しています。

[同和問題2] そっとしておけば、差別は自然になくなる?

そっとしておけば、 差別は自然になくなる?



「自然解消論」や「寝た子を起こす論」と言われる意見があります。
「差別、差別」と騒ぎすぎるから、いつまでたっても差別がなくなる。そっとしておけば同和問題について知っている人も少なくなり、差別も自然になくなるといった考え方です。

しかし、戦後の民主主義社会においても同和問題が解決できていないことは事実です。

いまだに身元をあばこうしたり、それを知ろうとする人が存在するという事実があり、放置しておけば同和地区に対する偏見や誤った認識が語り継がれる恐れもあります。

そっとしておけば…という考え方では、人権意識を眠らせ、偏見が偏見を生み、結果的には差別の助長に手を貸すことになってしまいます。

[同和問題3] 差別につながる身元調査

差別につながる身元調査



個人の素性や身上を調査することなどを身元調査と言います。
就職や結婚などの人生の大きな節目において、近所で特定の人物について話を聞いたり、住所や本籍地などを知り、そこから同和地区の出身者かどうかを調査することはプライバシーの侵害であり、重大な人権侵害です。

こういった身元調査が行われる背景を考えてみると、依然として家柄や門地などを重んじる社会的風潮が根強く残されているということができます。

身元調査を依頼したり、引き受けることは、人間の尊厳を無視した差別意識や偏見に基づく行為であり、決して許されるものではありません。

[同和問題4] 部落差別(同和問題)をなくすために

部落差別をなくすために (同和問題)



2016(平成28)年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が制定されました。

この法律では、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別を解消することの必要性について国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指しています。

部落差別解消の推進に関する法律

★基本理念

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

★国との責務

- ・部落差別解消のため、相談体制の充実や必要な教育及び啓発を行う。
- ・地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う。
- ・部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

★地方公共団体の責務

- ・部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた相談体制の充実や必要な教育及び啓発を行うよう努める。

パネル図柄【同和問題】

[同和問題5] 部落差別解消法

部落差別解消推進法

部落差別解消推進法は、平成28年12月に施行されました。

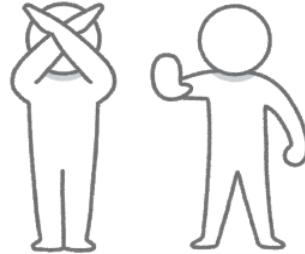
この法律では、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別を解消することの必要性について、国民の理解を深めるよう努めることにより部落差別のない社会を実現することを目指しています。



同和問題を、私たち一人ひとりが自分の問題として考え、「差別をしない、させない」という意識を持って行動しましょう。

[同和問題6] STOP! えせ同和行為!

STOP! えせ同和行為!



えせ同和行為とは、いかにも同和問題の解決に尽力しているように装い、様々な不当な利益や義務のないことを要求する行為をいい、同和関係者に対するイメージを著しく傷つけ、同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因になっています。

えせ同和行為排除のために、私たちはまず同和問題を正しく理解することが大切です。

えせ同和行為に安易に応じることがえせ同和行為をはびこらせるだけでなく、結果的に同和問題の解決を妨げるとの認識をもって、不当な要求は、き然とした態度で断固拒否しましょう。

お困りの場合は、最寄りの法務局や警察署などにご相談ください。



図書、物品等の購入要求があった場合の対応は?

★基本的対応

購入するかどうかを決めて、必要ないと判断した場合はその旨をはっきりと相手方に伝える。(購入しない理由を言う必要はありません。)

★一方的に図書等が送られてきた場合

必要ないと判断した場合は受領を拒否する。

受け取った場合は、はがき(特定記録郵便または簡易書留)もしくは封書(内容書明郵便)により購入しないことと料金を払い戻すことを伝え、返送する。はがきの場合は、両面のコピーを取って保管しておく。

[同和問題9] 部落差別を解消するのはあなたです!

部落差別を 解消するのは あなたです!

同和地区等と呼ばれる特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなどの同和問題(部落差別)は現在もなお存在します。

また近年、インターネットの匿名性を悪用した同和地区に関する情報の流布、謗称語を用いた個人や団体に対する誹謗中傷など差別の態様も変化しています。

同和問題(部落差別)を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が
平成28年(2016年)12月16日に施行されました。
「部落差別」の名称を冠した初めての法律です。

詳しくは http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html [消費者・同和問題] [検索]

[同和問題10] H29年度啓発ポスター 知ることが和につながる



正しい知識と理解を 同和問題

パネル図柄【同和問題】

[同和問題11] H30年度啓発ポスター わかりあえば、わらいあえる。



[同和問題12] R1年度啓発ポスター 無境界



[同和問題13] R2年度啓発ポスター 同じ空の下で生きている



パネル図柄【男女共同参画】

[女性1] 男女共同参画社会ってなんだろう？
(令和7年4月1日現在)

男女共同参画社会ってなんだろう？

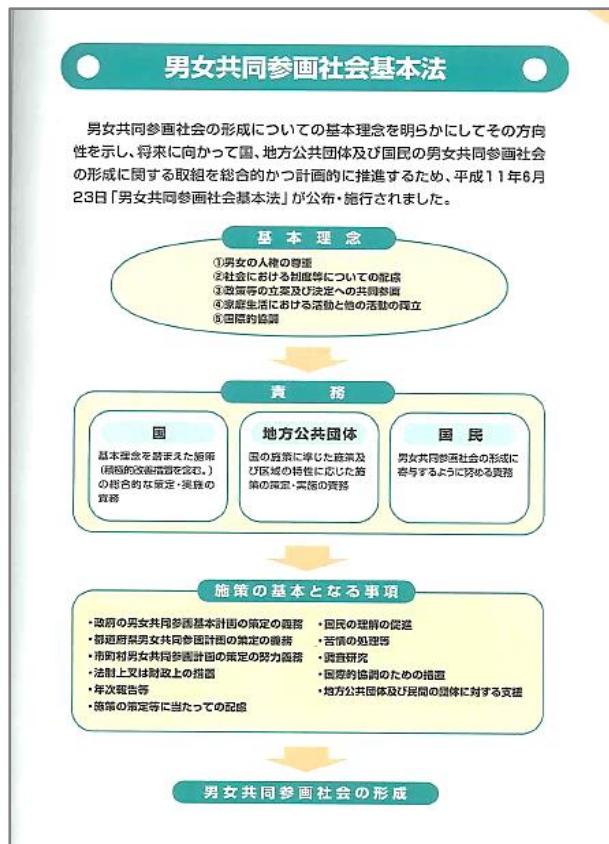


男女共同参画社会とは、性別や年齢を問わず誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うことです。

少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化していく中で、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担にとらわれず、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。

佐賀県は、「男女共同参画社会」を目指して、「佐賀県男女共同参画基本計画」と「佐賀県男女共同参画推進条例」を柱に、県立男女共同参画センター「アバンセ」を拠点として様々な施策を推進しています。

[女性2] 男女共同参画社会基本法



[女性3] 男性も生活人として家事に参画を
(令和7年4月1日現在)

男性も家事・育児に参画を！



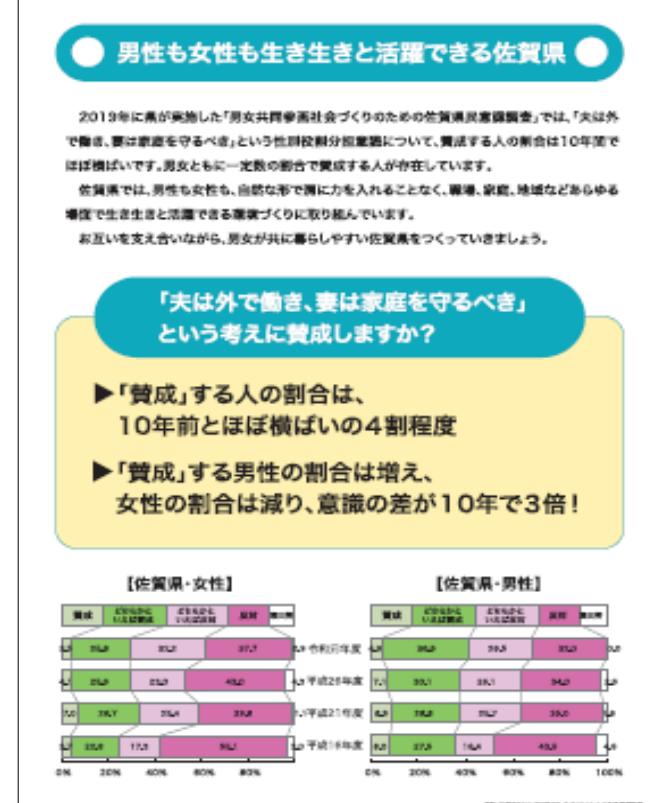
6歳未満の子どもがいる夫婦の一日当たりの家事関連時間（佐賀県）

性別	項目	時間
男性	自宅事	95分
男性	育児	15分
女性	自宅事	142分
女性	育児	352分
女性	買い物	28分

令和3年度社会生活基本調査（総務省）によると佐賀県の6歳未満の子どもがいる夫婦の一日当たりの家事関連時間は女性が352分(5時間52分)に対して、男性は95分(1時間35分)となっており、女性の家事関連時間は男性に比べて約4倍となっています。

家事関連時間…家事、介護、看護、育児、買い物にかかった時間

[女性4] 男性も女性も生き生きと活躍できる佐賀県



パネル図柄【男女共同参画】

[女性5] 雇用における男女の均等な機会の処遇の確保のために

雇用における男女の均等な機会の処遇の確保のために

女性が職場で差別されず能力を発揮でき、また、働きながら安心して子どもを生み育てることができる雇用環境を作ることは、働く女性のためだけではなく、少子・高齢化が一層進展していく中で、我が国の経済活力を維持していくためにも重要な課題となっています。

この課題に対応するため、男女雇用機会均等法が施行され、雇用の分野で、女性が男性と均等な機会を得、その意欲・能力に応じた均等な待遇を求めるようになりました。

男女雇用機会均等法のポイント

- 雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止
〔募集・採用・配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇等〕
- 労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とする等の間接差別の禁止
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- 職場でのセクシャルハラスメント防止のために必要な配慮を事業主に義務づけ
- 女性労働者の母性健康管理のために必要な措置を事業主に義務づけ
- 国は、男女労働者間の事实上の格差解消に取り組む事業主に対し、相談等の他の援助を実施
- 紛争解決のため、自主解決のほか、国による助言・調停の実施
- 厚生労働大臣の勧告に従わない場合、企業名を公表



[女性7] セクシャルハラスメントとは

セクシャルハラスメントとは

セクシャルハラスメントとは、職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること(対価型セクハラ)や、性的な言動が行われることで職場の環境が「不快なもの」となったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること(環境型セクハラ)をいいます。

例えば・・・
箭段階している場所で・・・出張先で・・・取引先の事務所で・・・
顧客の自宅で・・・取材先で・・・業務で使用する車中で・・・
アフターファイブの宴会(実質上業務の延長と考えられるもの)で・・・

セクハラの行為となり得るのは
事業主・上司・同僚・顧客・
派遣先の社員・取引先の社員など



労働者は
正社員、パートタイム労働者、契約社員など、事業主が雇用するすべての労働者。
派遣労働者は派遣元でも派遣先でも労働者となります。

出典:厚生労働省HP「誰でものセクシャルハラスメントでお悩みの方へ」

受け手が不快に感じたら、それはセクハラかも!

男女雇用機会均等法上のセクハラに該当するかどうかの判断は、受け手の主観を重視しつつも法律に規定されている要件を満たし、一般的にはどう受け止められるかという客観的な基準によって評価されます。
ただし、本人の意に反する身体的の接触によって強い精神的苦痛を被った場合などは、本人の気持ち(精神的な被害の程度)に配慮し、セクハラと判断されることもあります。



[女性6] ドメスティック・バイオレンス(DV)

ドメスティック・バイオレンス(DV)

ドメスティックバイオレンス(DV)とは、「配偶者(事実婚も含む)や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力」のこと。

◆どんな行為がDVにあたるの?

身体的暴力

- 殴る、蹴る、腕をねじる
- 物を投げつける
- 髪を引っ張る
- 首を絞める
- 刃物を体に突きつける
- つねる、小突く

など

精神的暴力

- 大声で怒鳴る
- 人格を否定するような暴言を発する
- 夫言をさせない
- 無視をする
- 人前で侮辱・命令する

など

性的暴力

- 嫌がっているのに性的行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 中絶を強要する
- 見たくないのにボルノ映像や雑誌を見せる

など

◆デートDVってなに?

男女間における暴力は夫婦間だけで起こっている問題ではありません。交際中のカップルの間でもDVが起こっています。

◇例>携帯電話を勝手にチェックする、過剰な束縛をするなど

◆相談窓口

- ・佐賀県DV総合対策センター 0952-28-1492
- ・各警察署の相談窓口
- ・[法務省]常設人権相談所 0570-003-110
- ・[法務省]女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ・[法務省]インターネット人権相談窓口 [パソコン] <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- ・[携帯電話] <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



[女性8] セクシャルハラスメントを防ぐ

セクシャルハラスメントを防ぐ

セクハラは、男性から女性に対して行われるもののがほとんどですが、女性上司が男性社員に対し、彼女がないことをからかったり、独身の男性社員に結婚しない理由を執拗に聞くこともセクハラです。また、女性上司から女性の部下が「まだ子どもをつくらないの?」などと執拗に聞かれたり、男性上司から男性の部下が、豪華で裸踊りなどをさせられることもセクハラです。

性別に関わりなく、お互いをビジネスパートナーと認識することがセクシャルハラスメントを防ぐ第一歩!



◆セクシャルハラスメントを防ごう!

- ①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
 - 文書でセクハラ防止の方針や規定内容、就業規則による懲戒内容を明示する
 - ・社内報などで定期的に周知する
 - ・研修会・講習会等を実施する
- ②「もし、おぎてしまったらに備える」
 - ・相談窓口担当者を決める(専門的な外部機関に対応をお願いしてもよい)
 - ・相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるよう、研修・訓練しておく
- ③おぎてしまったら
 - ・当事者双方から事実関係を確認する
 - ・当事者双方の間で事実関係が一致しない場合は、第三者からも事実関係を確認する
 - ・セクハラ防止について、改めて社内報等で周知徹底する
- ④再発防止対策の強化
 - ・当事者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じておき、その旨周知する
 - ・セクハラの不适当性を明確に周知するとともに、仮にセクハラ行為があった場合は、厳正に対処する姿勢を常日頃から明確にしておくことが肝心

パネル図柄【男女共同参画】

[女性9] 職場の人権 基本の「き」セクシュアルハラスメント

職場におけるセクシュアルハラスメントとは、労働者が性的な言動への対応により不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されたりすることをいいます。

あなたの職場では、「女性らしい優しさがない」「女性に重要な仕事は任せられない」「男のくせに」「男ならしつかりしろ」といった言葉が交わされていませんか？また、「結婚しないの？」「恋人はいるの？」「子どもはまだ？」など、個人的な開拓や性的な貴重話を繰り返していないでしょうか？

このような言葉も、受け手が不快に感じた場合には、男女関わらずセクハラになる可能性があります。ちょっとした冗談のつもりでも、あなたの意図とは関係なく相手を不快にさせてしまうことがあります。「この程度のことだったら許されるだろう」という勝手な思い込みはやめましょう。

セクハラは、相手を尊重するパートナーとして尊重していない場合や、職場にセクハラを容認する雰囲気がある場合に発生しやすいといわれています。

セクハラを防止するために、私たち一人一人にセクハラを許さない職場を作る責任があります。また、性的な言動など嫌なことをされたときは、相手に対してはっきり「NO」と言うことも大切です。

何よりも、お互いにコミュニケーションを取り、意味疎通を十分に取ることが大切です。



あなたのセクハラ意識をチェック！

- 性的なことを連想させる、身体的特徴を話題にする
- 好音を持つと食事やデートにしつこく説く
- 本ごやかな空気を出すために、離婚でも性的な話題が時には必要だ
- お酒のお詫やカラオケでのデュエットを執拗に説く
- 背に手を触れるのはスキンシップである

[女性10] 女性の貧困

女性の貧困と生きづらさ

ジェンダーギャップ指数 日本120位 / 156か国

世界経済フォーラムの発表によると、日本は2020年度G7(主要7ヶ国)では最下位にあり、政治参画における男女差が順位に影響しています。

SDGs(持続可能な開発目標)では、目標1、「貧困をなくそう」の中で、2030年までに貧困状態にある、男性、女性、子どもの割合を、少なくとも半分に減らすことをターゲットにしています。

ジェンダー不平等(男女格差)



男女の教育格差

社会的・文化的な性別
(ジェンダー)にもとづく偏見

男女の雇用機会や賃金格差

ライフイベントの変化
結婚・出産・離婚など

暴力・虐待による被害

- 給与所得者のうち、年収200万円以下の者の割合……男性 6.32% 女性 16.5%
- 1年を通じて勤務した給与所得の平均……男性 約539万円 女性 約295万円
〔2019 年度税行民間給与実態統計調査〕より

連鎖する子どもの貧困と格差

- 日本の子どもの貧困率 13.5%……約7人に1人の子どもが貧困状態

- ひとり親世帯の子どもの貧困率 48.1%……約半数の子どもが貧困状態

〔2019 年度国民生活基礎調査〕より

親の経済格差が、子どもの 学習意欲の格差、学力格差、健闘格差 など生み、貧困が連鎖してしまいます。

貧困問題は、個人の責任ではなく、社会の構造的な問題です。
また SDGs(持続可能な開発目標)の目標5「ジェンダー平等を実現しよう」に掲げられているように、ジェンダー平等は、日本を含めて世界が抱える問題の一つです。

パネル図柄【高齢者】

[高齢者1] 超高齢社会の到来！

(令和7年4月1日現在)

超高齢社会の到来！



2017(平成29)年10月1日現在、日本の人口は1億2,670万6千人。そのうち65歳以上の高齢者は3,515万2千人となっており、高齢化率(総人口に占める割合)は27.7%と、私たちの4人に1人以上が高齢者となっています。

こうした状況の中、高齢者に対する就職差別、介護者による虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分などといった高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

私たちは、高齢者の尊厳が確保され、高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会を築いていかなければなりません。

「高齢者」とは何歳以上のことですか？



「高齢者」という言葉は一般的には“社会の中で比較的年齢が高い人たち”を目指しますが、主観的な要素もあり、その基準は人それぞれです。例えば、国際連合では「60歳以上」、WHO(世界保健機構)や日本を含む主要先進国が加盟するOECD(経済協力開発機構)では「65歳以上」がひとつの基準となっていますが、国や社会、法律などによっても「高齢者」の定義は変化します。

[高齢者2] 「いい年をして…」「もう年なんだから…」それって偏見では

「いい年をして…」「もう年なんだから…」 それって偏見では

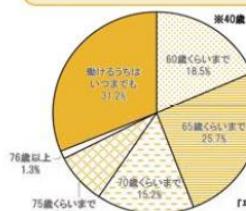


高齢者に対して、「いい年をして…」「もう年なんだから…」と言っていますか？年齢だけを理由に社会参加を妨げることは、人権侵害になります。

誰でも年齢を重ねれば、「老い」により身体や精神に衰えが生じます。しかし、働きたい、社会貢献をしたいと考えている高齢者はたくさんいます。また、高齢者が安心して自立した生活を確保し、生きがいをもって社会の一員として生活するには、高齢者の雇用の維持・拡大が不可欠です。

高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられるよう、定年年齢の引き上げや継続雇用制度の促進などを目的とした雇用の改革が進められています。

何歳まで仕事をしたい？(就労希望年齢)



「平成27年度少子高齢社会等調査検討事業報告書(厚生労働省)」

[高齢者3] 認知症の理解と認知症サポーター

1 認知症の方には、 正しい理解と温かい見守りが大切です。

●7つのポイント●

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ●まずは見守る | ●やさしい口調で |
| ●余裕をもって対応する | ●おだやかで、
はっきりした話し方で |
| ●声をかけるときは1対1で | ●相手の言葉に耳を傾けて |
| ●後ろから声をかけない | ゆっくり対応する |

認知症は、だれでもなる可能性があります。あなたの自身や家族があるいは友人や知り合いが認知症になるかもしれません、他人ごとではなく「自分の問題である」という認識を持つことが大切です。

2 今後認知症の人は増えていきます。

65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は増加すると見込まれます。
佐賀県でも、認知症高齢者(推計)は、2020年の約43,000人から2025年には約48,000人、2040年には約52,000人に増加すると見込まれます。



3 認知症サポーターの輪を広げましょう！

認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に對して温かい目で見守ることがスタートです。



認知症サポーター養成講座は、地域や団体等で、住民講座、ミニ学習会として開催しています。受講をご希望の場合には、お近くの自治体事務局へお問い合わせください。

今後、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)が地域ごとに構築されています。

パネル図柄【こども】

[子ども1] 子どもも大人と同じ一人の人間です
(令和7年4月1日現在)

子どもも大人と同じ 一人の人間です



子どもも一人の人間として権利を持っています。

子どもを権利の主体ととらえ、大人と同様に一人の人間として様々な権利を持っていると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

子どもの権利条約

子どもの権利条約には、次の4つの原則があります。

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益

子どもに関する事が決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

[子ども2] 子ども虐待って なに?

子ども虐待って なに?

身体的虐待

身体に外傷を与えること、
命に危険を及ぼす暴行や行為



性的虐待

性的ないたらや性行為の強要など、
親や大人による性的暴力



養育の拒否・怠慢(ネグレクト)

子どもの健康や発達に必要な衣食住の世話をしなかったり、監査させない、
病気になってしまって医者の診察を受けさせない場合など。

このような虐待行為は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、
ときには命までも脅かし、多くは**子どもの心に深い傷となって残り、
人格形成に大きな影響を与えます。**

親または親に代わる保護者など子どもの健康や
安全に責任のある大人によって子どもに加えられた行為(単なる事故でなく)で、子どもの心や
身体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう
場合を言い、生命に危険のある暴行に限らず、
子どもに対する不適切な関わりは全て含みます。

[子ども3] 虐待防止に、あなたの勇気を!

虐待防止に、あなたの勇気を!



大人には子どもを守る義務があります。

虐待に気付いたら、虐待を疑つたら、

一人で悩まないで、身近な機関に相談してください。

その勇気が子どもを守ります。

どうしたらいいのでしょうか

●虐待を疑つたら

市町児童福祉主幹課・児童相談所・県保健福祉事務所などの関係機関へ相談しましょう。

●虐待はかくされていることが多いので、もしかしたらというあなたの疑いはとても重要になります。
ひとりひとり必ず、子どもを守るためにも、まず相談(通報)という行動を起こしましょう。
虐待でなくても、あなたからの相談は、苦しい思いをしている親子が「よき支援者」に出会うきっかけになるはずです。

「気にかかる親子がいます」「力になってあげてほしいんです」と、ぜひ専門機関に話してみてください。

●相談した人が誰か特定されてしまうような情報は決してもらいません。

秘密は必ず守られます。

虐待を疑つたことは責められたりしません。

[子ども4] 誰かに相談してね

誰かに相談してね

こんなことはありませんか?

親や一緒に暮らす大人から

たたかれたり、けられたりする

どちられる

ご飯を食べさせてもらえない

お出番をしてもらえない

家の外に出される

自分の体を勝手に触られる

家の内で、いつも誰かがケンカをしている

家の人が帰ってこない



あなたは大切な人です。

あなたの心や体に安心がないときは、
信頼できる大人に相談してください。

相談できる人が近くにいないときは
子どもの話を聴いてくれるところに電話をしてください。

あなたの力になりたい大人は必ずいます。

あきらめないで、相談してね。



●各市町の担当部署でも相談を受け付けています。

パネル図柄【子ども】

[子ども5] まさかわが子が！



[子ども6] 家庭が「心の居場所」であるために



[子ども7] いじめの四層構造



[子ども8] いじめる側が絶対に悪い！



パネル図柄【こども】

[子ども9] こんなこともいじめです



[子ども10] いじめを訴えることは正しいこと



[子ども11] 体罰はいかなる理由があっても許されない



[子ども12] 子どもを傷付ける言葉や態度



パネル図柄【こども】

[子ども13] 面前DVが子どもに与える影響

面前DVが子どもに与える影響

DVは子どもの成長にとって大切な安全・安定を根底から壊してしまいます。そして、子どものこころとからだに様々な影響を与えるといわれています。

- *恐怖の世界への道筋
- *楽しい遊び
- *楽しいときがいつ戻れるか分からず不安で楽しめない。
- *強者が弱者を支配するのが当然、「弱いことが悪い」と考えるようになる。
- *既に緊張を強いられ、安全感や安心感が芽がない。
- *弱者を信頼できない。
- *自分がDVの原因だと想う。
- *罪悪感やDVを止められない無力感を感じる。
- *自己肯定が低くなる。
- *暴力で解決しようとする。

◆あなたの周りに心配だなと思う人はいませんか？

DVは潜在化しやすい問題です。
周りの人から相談されたり、気づいた時には、ぜひ「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」と伝えてください。
被害を受けている人を責めたり、話を否定しないでください。
話したり相談してくれるのは、きっとあなたを信頼しているからこそ。
被害を受けている人が専門機関に相談できるよう、その人を支えてください。

●相談窓口 ●
佐賀県DV総合対策センター ☎0952-26-0018
【法務局】女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
児童相談所 189(全国共通3桁ダイヤル)
各警察署の相談窓口、県内の各保健福祉事務所、各市町の相談窓口

[子ども14] 子どもの権利条約 (令和7年4月1日現在)

子どもの権利条約

子どもの権利条約には、次の4つの原則があります。

それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切になります。

○差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



○子どもの最善の利益

子どもに関する事が決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



○生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



○子どもの意見の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



これらの原則は、日本の子どもに関する基本的な法律である「子ども基本法」にも取り入れられています。

[子ども15] 子どもの権利条約ポスター

1	2	3	4	5	6	7
子どもの権利	差別の禁止	子どもの最善の利益	国連の締結	親の指導と養育	生きた権利・育つ権利	命・健康をもつ権利
平等・保護・家庭教育を守る	暴力と引き離されない権利	引かれ国による親と会える権利	よりの間に連れさせられない権利	意見を述べる権利	表現の自由	言葉・暴力・行動の自由
紛糾・争議の司法	アドボガシーの権利を守る	暴力・虐待の手不出し	子供の権利を守るためにの権利	暴力から守られる権利	子供の権利を守るためにの権利	電子機器
暴力の子ども	暴力のある子どもの権利	暴力・虐待への権利	説教に入っている権利	社会活動を費さる権利	生活水準の権利	教育を受ける権利
教育の目的	少子高齢化・多文化の子ども	休み・遊び権利	精神的・身体的・社会的・文化的な権利	知識、男らしい女性などの知識	セクハラからの保護	性別・性愛からの保護
あらゆる障害からの保護	貧困・汚染の禁止	精神からの保護	精神的・身体的・社会的・文化的な権利	知識、男らしい女性などの知識	セクハラからの保護	性的な保護
精神的のしくみ						

子どもの権利条約 3 CRC30周年

出典：(公財)日本ユニセフ協会

パネル図柄【障害者】

[障害者1] ともに生きわかつあう社会を目指して
(令和7年4月1日現在)



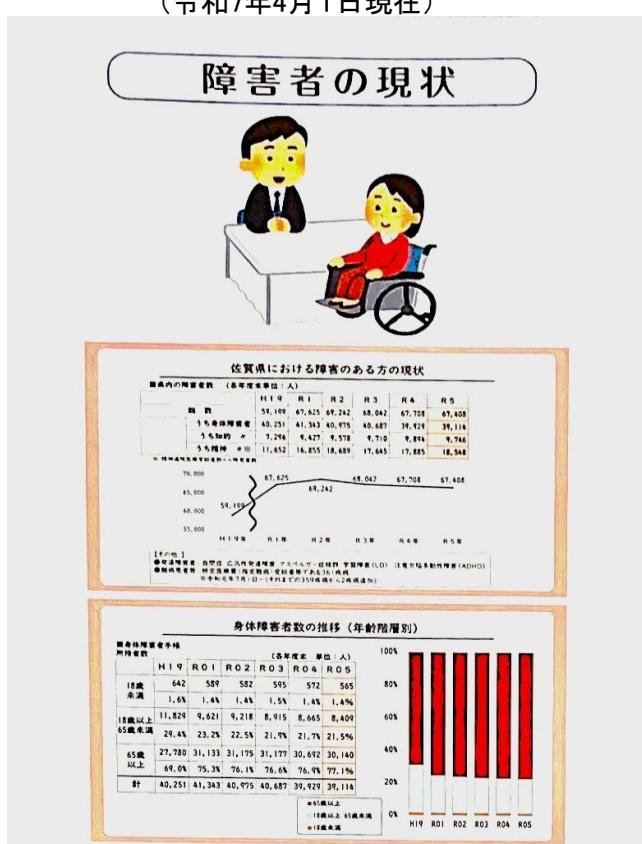
[障害者2] 障害者と障害を正しく理解してください



[障害者3] 障害の種類



[障害者4] 障害者の現状
(令和7年4月1日現在)



パネル図柄【障害者】

[障害者5] 障害者の権利宣言

障害者の権利宣言

- 障害者の権利宣言(1975.12.9国連採択)
- 国際障害年(1981年)「完全参加と平等」
- 国連・障害者の十年(1983~1992)
- アジア太平洋障害者の十年(1992~2002)
- 第二次「アジア太平洋障害者の十年」(2003~2012)
- 障害者の権利に関する条約(2006.12.13国連採択)



[障害者6] 障害者の社会参加の推進

障害者の社会参加の推進

- 障害者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加できるように様々な事業を実施しています。

移動支援

施設や街での買い物など、障害のある人の外出のお手伝い

ひとりで外出することが困難な、障害者などのために、外出介助するサービスです。



盲導犬

「ハーネス」をつけているときはお仕事中!そっと見守ってね

目の不自由な人の歩行を助けるために特別に訓練された犬です。盲導犬が目のかわりとなって、目の不自由な人の外出を助けるので、ヘルパーなど他人の力を頼りずに街に出ることができます。



手話

自然に生まれた言葉だから、思ったよりも難しくないかも

手話は、耳の不自由な人たちの間で、自然に生まれて発展してきました。手話は各自によって異なりますが、その言葉の持つイメージを手で表現しているので、感覚的にわかり合える場合が多くあります。

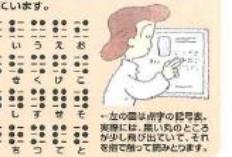
※世界共通の国際手話をあります。



点字

車の切符を買ったり、エレベーターなどをよくみかけるね

マスコミにこれまでの小さな字盤(点)から構成されています。この点を読み水はアルファベットに、日本ではカナに当ててめて文字としています。外国語でも点字も可能です。点字で書かれた本なども、いろいろ出版されています。



[障害者7] 障害者のふれあいの促進

障害者のふれあいの促進

- 障害のある人と接する時は、「何かしてあげる」「かわいそうだから助けてあげる」という考え方をする
- されると、障害者はうれしくないです。
- 障害のある人に対するお手伝いは人間として当然の行いです。
- 特に意識することなく、ごく自然な気持ちでお手伝いしたいものです。

知っていますか? 九州各県の手話による県名の表し方



[障害者8] 心のバリアフリーを目指して

心のバリアフリーを目指して

日常生活を送るうえでの障壁(バリア)になるものを取り除き、誰もが快適に過ごせる状態をバリアフリーといいます。

今すぐに物理的なバリアを完全になくすことは困難ですが、周囲の人が障害などを理解し手助けすることで、バリアを取り除くことができます。

これが、「心のバリアフリー」です。私たちの心中に、差別や無理解、無関心があると、バリアを取り除くことは困難です。



まずは、障害・肌の色・性別などの違いを理解して受け入れましょう。そのうえで、適切な配慮や自然な声掛けなどを実践すれば、きっとみんなが過ごしやすい社会をつくることができます。

パネル図柄【障害者】

[障害者9] 障害者差別解消法①

障害者差別解消法①

障害者差別解消法は、平成28年4月に施行されました。

この法律では、障害者に対する「不当な差別の取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。また、令和3年5月の法改正により、民間事業者に対しては努力義務とされた「合理的配慮の提供」についても、令和6年4月から義務化されることとなりました。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、障害のある人も共に暮らせる社会を目指しています。



対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害のある人も含む。その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。(障害児も含まれます。)

[障害者10] 障害者差別解消法②

障害者差別解消法②

◆不當な差別の取扱いとは…

障害のある人に対して、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつづけない条件をつけることは、不當な差別です。

(具体例)

- ・受付窓口で、障害があることを理由に対応を拒否された。
- ・スポーツクラブへの入会を、障害があることを理由に断られた。
- ・アパートの契約をするとき、障害があることを伝えると貰してもらえなかった。
- ・飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で断られた。

◆合理的配慮とは…

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)が求められるものです。

(具体例)

- ・聴覚障害のある人に筆談など音声以外の方法で伝えたり、視覚障害のある人に書類を読み上げながら説明する。
- ・交通機関などで、乗車の手助けをする。
- ・自筆が困難な障害者からの要望があったとき、本人の意思を十分に確認したうえで、代筆する。



合理的配慮の事例が
内閣府のホームページにあります。
[合理的配慮サーチ](#) 

[障害者11] 佐賀県 みんなで支えるけん！



障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせる佐賀県を目指します。

佐賀県手話宣言と聞こえの共生社会づくり条例

手話が言語のひとつであるという認識を共有し、手話の普及に努めます。手話通訳者や要約筆記者の養成のほか、聞こえに不安や不便を感じる人へのサポートも行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

ヘルプマークを知っていますか？

援助や配慮が必要な方のためのマークです。

このマークを見かけたら、**思いやりのある行動**をお願いします。

(交付場所)県障害福祉課、各保健福祉事務所、市町の担当窓口など
JR各駅(佐賀駅、武雄温泉駅、嬉野温泉駅、新鳥栖駅、鳥栖駅、唐津駅、肥前鹿島駅)

出前講座

お問い合わせ
佐賀県 健康福祉部 障害福祉課
〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1番 5号
TEL:0952-25-7401 FAX:0952-25-7302
メール:shougaifukushi@pref.saga.lg.jp

[障害者12] 職場の人権 基本の「き」障害のある人

日本では、全ての方が、障がいの有無によって
分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら
共生する社会の実現を目指して障がい者施策が進められています。

しかし、実際には、障がいのある人に対する理解や配慮はいまだ十分には行き渡っていないのが現状です。

障がいのある人の自立と社会参加が図られています。

障がいのある人の心身の発達からして社会生活を仄めかすうえ、ハード面の準備とともにソフト面のサポートを充実させる必要があります。そして、法律は「障害者雇用促進法」で定められている雇用率申告制度などと共に、職場における適切な配慮や支援を行なうことも重要です。

その基本は、基礎的な雇用活動を始めた上で、「できることは自分で、できないことは助け合って」の精神です。まずは、どのような支援を必要としているのか手順に沿ってみましょう。それ上で、障がいのある人が十分に能力を発揮できるよう、弱みが必要とする配慮や支援を行なうことがあります。障がいが弱みに振り回され、必要な時には、助け合いましょう。そんな雇用環境が求められています。

お仕事生活障がいのある人へつた?

全てのお客さまにとって、「嬉しいです」「分かりやすく」「安全」な設備を設置することはもちろんです。必ずしも身体や肢体の不自由なお客さまが快適に過ごせるよう、一人一人の従業員が、心のこもったサービスでサービス向上に努めることが重要です。

■ 障害者雇用促進法(障害者雇用促進に関する法律)(1990(平成2)年施行)
障害がある者および障害者の配偶者を雇用することによりその職務に就きやすさを確保する目的で制定された法律です。2016年(平成28)年施行の「障害者雇用促進法」では、障がい者に対する雇用率申告制度が改正され、雇用率申告制度の実施年度を2016年(平成28)年より、2020年(令和2)年まで延長されました。

■ 障害者雇用促進法(障害者雇用促進に関する法律)(2015(平成27)年施行)
障がいの有無によって就労形態で分けられており、就労の個人と自分自身を尊重し合うのが柱です。就労の実態に応じて、障がい者の性質とそれを踏まえた支援を実施します。

■ エンバーサル社会実現推進法(ユニバーサル社会実現に向けた障害者の総合的かつ一括的な支援)(2010(平成22)年施行)
障がい者、高齢者等の多様な立場で日常生活を送る社会が実現されることが障害者性別に係わらず実現されることが目的です。

パネル図柄【感染症患者等】

[患者等1] 「知ること」が大切

(令和7年4月1日現在)

知らなければ、エイズは“怖い病気”的ままです。
「知ること」が（あなたの中の）誤解や偏見をなくし、
勇気と想いやりを与えてくれるでしょう。
そして、あなた自身の問題でもあることに気付くことでしょう。

「知ること」が大切



[患者等3] レッドリボンをつけよう

赤いリボンを服や持ち物につけるレッドリボン運動は、「HIV／エイズへの理解の印」として世界中に広がっています。

「レッドリボン」が意味するもの

- エイズにより死去了した人への追悼
- 感染している人々への理解と支援
- 偏見や差別を持たないこと

レッドリボンをつけよう

レッドリボンの作り方

1 紙や、布、紐などの角質性向性がある紙です。
（紙は包装紙や封筒など）

2 リボンを

3 花びんでとめ、
指手上がり。



あなたがレッドリボンが掲げている人の目に留まれば、どれだけその人が囲まれることでしょう。

[患者等2] エイズとともに生きる時代

治療薬の開発により
エイズ=死、ではなくなりました。
感染しても、健全な生活が
何年もできます。



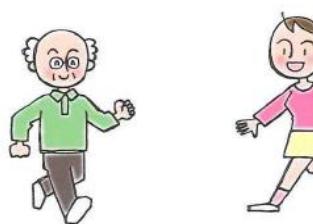
エイズとともに生きる時代、 ～病気も個性の一つ。～

同じ職場、学校で生活しても、感染することは
ありません。
偏見や差別が
おきないよう、
安心して働ける
職場づくりが大切です。



[患者等4] ハンセン病を正しく理解するには

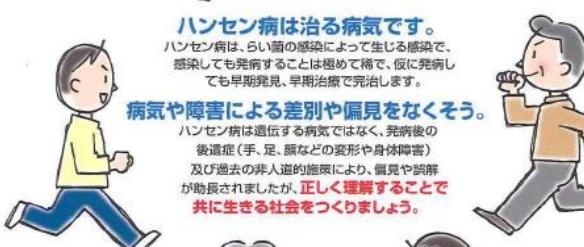
ハンセン病を正しく理解するには



ハンセン病を正しく理解するには



ハンセン病は治る病気です。
ハンセン病は、らしい病の感染によって生じる感染で、
感染しても発病することは極めて稀で、既に発病し
ても早期発見、早期治療で完治します。



病気や障害による差別や偏見をなくそう。

ハンセン病は伝伝する病気ではなく、発病後の
後遺症（手、足、脚などの変形や身体障害）
及び過去の非人道的施策により、偏見や誤解
が助長されましたか、正しく理解することで
共に生きる社会をつくりましょう。



パネル図柄【感染症患者等】

[患者等5] ハンセン病は感染力の弱い、治る病気です

ハンセン病は感染力の弱い、 治る病気です。

●ハンセン病は、過伝染ではありません。ハンセン病は世界中に古くから存在し、1873年にノルウェーのハンセン博士が「らい病」を発見するまでは「麻风病である」と誤った認識がありました。

●「らい病」は皮膚や末梢神経を侵すため、皮膚症状や神経障害などの症状が出来ます。早期に適切な治療を行わないと、感覚がなくなったり、整形の後遺症が残る場合があります。

●「らい病」は感染力が弱く、感染しても発病することは稀です。現在では外来治療において、化学療法を中心とした治療を行い、確実に治癒する病気となりました。

県では、ハンセン病に関して、入所されている方、在宅の方、そのご家族などの相談に応じています。

相談窓口

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課 TEL0952-25-7074



[患者等6] ハンセン病について正しく理解し、患者・元患者のみなさんに対する偏見や差別をなくしましょう

ハンセン病について正しく理解し、 患者・元患者のみなさんに対する 偏見や差別をなくしましょう。



平成8年に「らい予防法」が廃止されるまでの長い間、患者・元患者のみなさんは国の隔離政策がとられてきました。

この隔離政策によって、多くの人々がハンセン病は強い伝染病であるという過度の恐怖心を抱くようになり、偏見が助長され、患者・元患者のみなさんは、さまざまな差別的な扱いを受けてこられました。

しかし、平成13年5月11日、熊本地方裁判所は「らい予防法」の隔離規定は違法とも、昭和35年には治療法の進歩により、その根拠を全く欠く状況に至っており、違憲性は明白になっていたとして、国の責任を指摘しました。

令和3年5月現在、全国には14ヶ所のハンセン病療養所があり、約1000人の方々が入所されています。

なお、佐賀県出身の方々は、令和3年5月末現在、2ヶ所の療養所で、生活をされています。

今後、患者・元患者のみなさんが明るく、幸せに生活できるように、差別と偏見がない社会をつくることが大切です。ハンセン病についての正しい知識を持ち、それを周囲に伝え、間違った知識や誤解から生じている差別や偏見を社会からなくしましょう。

[患者等7] 難病を正しく理解しよう！

難病を正しく理解しよう！



●現代医学の進歩は、多くの病気の原因を解明するとともに、その治疗方法を確立して人間の健康の進歩に大きく寄与していますが、今日の難病が発明されず、治療方法も確立されていない病気は多く、その種類も患者数も相当な数に達しています。

●さらにこれらの病気は、原因が不明で治療法が確立されていないと言つだけではありません。

患者本人だけでなく家族にも介護等により肉体的・精神的な負担を伴い、さらに通院費など経済的負担がかかるため、家庭ぐるみの問題に直面します。

また、長い病気をのりこえ症状が緩解しても、社会的偏見と誤理解により復職は難しく、転職、再就職も困難な状況です。

このように難病とは、まさに本人や家族の力だけでは克服することが困難な、病気と一緒に伴う状況のことです。

●難病が原因不明ということで偏見をもたず、理解を深めて難病患者とその家族がよりよい生活を送せるような社会づくりを目指しましょう。

難病に関するお問い合わせは

佐賀県健康福祉政策課 TEL 0952-25-7074

佐賀県難病相談支援センター TEL 0952-97-9632

(運営：認定NPO法人佐賀県難病支援ネットワーク)

パネル図柄【性的指向・ジェンダー・アイデンティティ(性自認)】

〔性的指向・性自認1〕 世の中には男と女しかいない?
(令和7年4月1日現在)

世の中には 男と女しかいない?



これまでの社会では、「性」について、固定的に考えられてきて、「世の中には『男性』と『女性』しかいない。そして、『男性』は『男性らしい』行動をし、女性を好きになる。『女性』は『女性らしい』行動をし、男性を好きになる。」と考えられてきました。

しかし、人間を単純に二つのパターンに分けてしまう考え方方は、このパターンに当てはまらない人々を苦しめる原因となっています。

私たちは、そうした人たちを性的な少数者として差別したり、排除したりすることなく、それぞれの人の生き方を尊重することが大切です。

性的指向

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということです。
異性を好きになる人もいれば、同性を好きになる人もいます。また、好きになる相手の性別を問わない人もいれば、男性、女性どちらに對しても恋愛感情を抱かないという人もいます。

性自認

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティを持っているかということです。「心の性」と言われることもあります。
多くの人は、「心の性」と「身体の性」が一致しています。

しかし、「心の性」と「身体の性」が一致せず、自身の体への違和感を持つ人たちもいます。

〔性的指向・性自認3〕 ありのままの自分で

ありのままの自分で

自分の身近な人が、性的な少数者かもしれないと考えたことはありますか?

調査対象や調査方法によって、その数値は異なりますが、人口の3~5%が性的な少数者と推定する研究が多く発表されています。これは、学校で考えるときの1~2人いてもおかしくないということです。

しかし、それほど多いように実感されるのは、なぜでしょう。

例えば、同性愛者のことを「おかま」「オネエ」「ホモ」「レズ」といった言葉で差別をしたり、からかうたりする風潮があります。そのため、本当のことを言えぱいめられるのではないか、これまで愛いきただけの間接が崩壊するのではないかと不安に思い、性的な少数者が「ありのままの自分を隠している、または隠さざるを得ない状況にあるからだと考えられます。



目に触れやすい場所に性的な少数者に関する書籍を置く、ポスターを掲示するなど、性的な少数者が、「ありのままの自分でいられるようになるために、学校や社会でできることがあります。

また、日常使っているささいな言葉が当事者を傷つけることのないように、ちょっとした言葉遣いに気をつけましょう。

同性婚に対する取り組み

現在、日本では同性同士の結婚は法的には認められていませんが、オランダ、スペイン、カナダなど、多くの国で同性同士の結婚が認められています。
しかし、国内でも東京都渋谷区をはじめ、いくつかの都市でバーナーシップ証明・登録制度が開始されており、社会において少しずつではありますが、理解や共生の意識が広がっています。

〔性的指向・性自認2〕 多様な性について考える

多用性について考える

これまで、「性」については、「からだの性」と「こころの性」は一致していて、男性は女性に、女性は男性に关心を持つのが正常であり、そこから外れるものは異常だと考えられてきました。

しかし、実際には同性を好きな人や「からだの性」と「こころの性」に違和感を感じている人、性別にこだわらない人などがいます。
これらの多様な性を生きる人は、「セクシュアル・マイノリティ(性的な少数者)」と呼ばれています。

からだの性

生まれながらの、生物学的な性別。

こころの性

自分自身が認識している性別(性自認)。

好きになる性 (恋愛対象)

恋愛感情や性的な関心が向く性。

性的な少数者に関して、いわゆる「LGBT」などと呼ばれることがあります、それらは、一般的に次のことを指しています。

L lesbian(レズビアン:女性の同性愛者)

G gay(ゲイ:男性の同性愛者)

B bisexual(バイセクシュアル:両性愛者)

T transgender(トランスジェンダー:性同一性障害)



また、こうした枠に当てはまらない人々もいます。このように、性は、私たちが思っている以上に多様で豊かなものです。



〔性的指向・性自認4〕 SOGI(ソジまたはソギ)とは

SOGI(ソジまたはソギ)とは

SO (Sexual Orientation)



= 性的指向

(どんな性別の人を好きになるか)

異性愛(ヘテロセクシュアリティ) 同性愛(ホモセクシュアリティ)
両性愛(バイセクシュアリティ) 全性愛(パンセクシュアリティ)
無性愛(アセクシュアリティ) 非性愛(ノンセクシュアリティ) など

GI (Gender Identity)

= 性自認

(自分はどんな性だと認識しているか)

シスジェンダー(自分の体と心が一致)
トランスジェンダー(自分の体と心が不一致)
Xジェンダー(中性、無性など) など

SOGIは、LGBTも含めたすべての人の
性的指向と性自認を表す総称のことです。

アウティングってなに?

本人の性的指向や性自認を、本人の同意なく第三者に暴露することです。

アウティングはプライバシーの侵害であり重大な人権侵害です。

SOGIハラってなに?



性的指向や性自認について差別的な言動や嘲笑、
差別的な呼称、いじめ・無視・暴力、望まない性別での
生活の強要、不当な質問や疑惑、不当な入学拒否や転校強制、
アウティングなどで社会生活上の不利を被ること。



正しい知識を持って、
誰もが「自分らしく」生きられる社会へ

パネル図柄【性的指向・ジェンダー・アイデンティティ(性自認)】

〔性的指向・性自認5〕 職場の人権 基本「き」性の多様性

〔性的指向・性自認6〕 佐賀県パートナーシップ宣誓制度

性的指向とは、恋愛・性愛がどの対象に向かうのか。
性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか。
ということを示す言葉です。

LGBTという言葉をよく聞くようになりました。Lは女性同性愛(レズビアン, Lesbian), Gは男性同性愛(ゲイ, Gay), Bは両性愛(バイセクシュアル, Bisexual),そして, Tは身体重心の性別(トランスジェンダー, Transgender)の頭文字の略み合わせです。

同性愛や両性愛の人たちは「生まれた性別と自分は違う」という認識から、差別を受けることがあります。また、性自認が生まれた性別と一緒に生まることもあります。

皆勤奉公で一人暮しから、社会で最も多くの人に人に接するところです。

しかし、多くの人は、LGBTであることを周囲の人には打ち明けていません。その一部は、打ち明けた人の多くが、自尊心、学級等で嫌がれやいじめを受ける、「就職・就業で不利な扱いを受ける」「恋愛の対象をされる」など、様々な脅迫や差別に苦しむ現実がある点がです。

まずは、LGBTの人たちは、あなたの問題、あなたの家族、友人など、普通などどこにも屬さないいる可能性があることを認識しましょう。

他の多様性が問題のね、それだから生き方が尊重される権利をみんなで作っていきましょう、そんな精神は、誰もが歩きやすい職場であるはず。

※2017(平成29)年1月に男女共同総合司議法(セカハ総合法)が改正され、他の事項も同時に改正されました。職場における性別を問わない言葉が登場したことから、この用語が改められました。

■性同一性障害特例法「性同一性障害者の性別の個別の扱いの特例に関する法律」
(2014(平成26)年施行)
性同一性障害の人のうち一定の条件を満たす人に限り、性別変更にGENDERのため法律では、性自認の性別と生まれた性別の登録の差異の登録料が免除されると、戸籍上の「性」登記を「性別」に合致する方式に変更することができます。2008(平成20)年には同法の一部が改正され、登録変更料の免除が解消されました。

佐賀県パートナーシップ宣誓制度

パートナーシップ宣誓制度とは、同性のカップルなど性的マイノリティの方が、お互いをかけがえのないパートナーであることを約束するパートナーシップ宣誓を行い、佐賀県がお二人の関係性を証明する「佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度です。

「性的マイノリティとは」

「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」であるものといいます。

パートナーシップ宣誓をできる方

一方又は双方が性的マイノリティのカップルを対象としています。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻戚でないこと。

県民一人ひとりがお互いの特性や個性を尊重し認め合う
さがらしい、やさしさのカタチ
“さがすたいる”の取組のひとつです！

問合せ先 佐賀県 県民環境部 パートナーシップ宣誓制度応援チーム
(人権・同和対策課) ☎0952-25-7063

宣誓手続きの詳細やQ&Aについては、県HP掲載の
「佐賀県パートナーシップ宣誓の手続き」をご覧ください。



〔性的指向・性自認7〕

アライ

アライとは

もともと、英語の「ally」は、「仲間」や「同盟」を表す単語です。それが転じて性的マイノリティの当事者たちに共感し、寄り添いたいと思う人を指すようになりました。性的マイノリティ当事者たちの不安や悩みに寄り添えるのがアライ。

アライは、性的マイノリティだけでなく困りごとや問題を抱えている人がいるとき、自分の問題としてともに考え、行動する人です。

アライを増やそう

差別や偏見をなくし、性的マイノリティの当事者も安心して暮らせる社会の実現を！

あなたたちできることを考え、行動してみませんか？



さあ、できることから、初めてみて

小さなことでも、できることから実行

■言葉は、大切！ 性別を特定しない言葉を使う。

例えば：彼女・彼氏・旦那さん・奥さん ⇒ 恋人・パートナー・配偶者

お父さん・お母さん ⇒ 保護者の方

姉さん・息子さん ⇒ お子さん



■広げる：レインボーマークをそばに置く。

レインボーマークのピンバッジを身につける。



学校でできること、職場でできること。考えてみませんか？

誰もが自分らしく生きやすい未来のために

パネル図柄【インターネット】

[ネット1] インターネットなら、他人に知られなければなにをしていいと思っていませんか？

インターネットなら、
他人に知られなければ
何をしていいと
思っていませんか？

インターネットは、電子メールのような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板を利用した不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信があります。どの場合でも、発信者に匿名性があり、容易に情報発信ができることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や団体にとって有害な情報の掲載が数多く見られ、重大な人権侵害を引き起こしています。

インターネットは、情報収集・発信とともにとても便利な道具ですが、いろいろな考え方を持つ不特定多数の人を見ることがありますから、何気なく書き込んだ一言が、多くの人の心を傷つけたり、個人のプライバシーを侵害することもあります。

インターネットの利用にあたっては、利用する私たちが、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解し、相手の気持ちを考えながら、節度ある利用をすることが大切です。



[ネット3] インターネットの利用法

正しいルールと知識を身に付け、人権意識をもって、インターネットを利用しましょう！

チェック

インターネットを使うとき、こんなことしていませんか？

- 悪口や差別的な内容の書き込みはしていませんか？
- うそやうわざを書き込んでいませんか？
- 暴力的な言葉を書き込んでいませんか？
- 安易に自分の写真や情報を載せていませんか？
- 知り合いの住所やメールアドレスを無断で書き込んでいませんか？
- 心当たりのないメールに返信していませんか？
- チェーンメールを転送していませんか？
- 出会い系サイトにアクセスしていませんか？
- ID、パスワードの管理をいいかげんにしていませんか？
- よく確認しないまま、添付ファイルを開いたりしていませんか？



その行動には、危険がひそんでいるかも…

チェック

携帯電話・スマートフォンの外出先での使用上のマナーも忘れないで!!

- 歩きながら利用をしていますか？
- 道や駅など公共の場所で使用する時は、混雑していない安全な場所を探し、必ず立ち止まって使っていますか？
- 病院や優先シート付近で、使っていませんか？
- 自転車に乗りながら利用していませんか？
- イヤホンを使用する時は、周りに気をつけていますか？
- 階段や段差のある場所で、使っていませんか？
- 公共の施設では、使用する際の注意事項に従っていますか？



わざみません！

わざみません！

出典：法務省人権擁護局・(公財)人権教育啓発推進センター発行「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」

[ネット2] ネチケットを守りましょう

ネチケットを
守りましょう

インターネットのネットワーク上のエチケットを踏んで「ネチケット」と呼んでいます。顔が見えない、声が聞こえないインターネットですが、実際にひとつの社会です。それは、必ずパソコンなどの前には人がいるからです。いくら文字だけのやりとりとはいえ、人が参加している以上はひとつの社会です。だから、ひどいことを書き込めば、もちろん相手の人は傷つきますし、怒ったり、悲しんだりします。そのため、次のようなことを守って、みんなが楽しくインターネットできるように心がけましょう。

■インターネットがひとつの社会であることを認識し、その一員として自覚と責任を持ちましょう。

■インターネットを利用して情報の収集・発信を行う際には、

それによって生じるリスクや責任を負うことには留意しましょう。

■常に相手の立場や状況に配慮して、相手を傷つけるようなことはないようにしましょう。



[ネット4] インターネット上で自分自身を守るために

インターネット上で、
自分自身を守るために

ワンクリック請求など
不当な請求には
絶対に料金を
払わない！！

請求書
¥100,000

見覚えのないメールの
添付ファイルは
開かない！

開けちゃダメ！

心当たりのない
メールへの
返信は
しない！

“モデル”や“プレゼント”などの
誘い文句に、むやみに
のらない！

怪しい
サイトで
買い物は
しない！

“無料”に
惑わされない！

ネットで知り合った
人には、
安易に
会わない！

安易に
自分の写真や
個人情報を
載せない！

気軽に実名で
登録しない！

おかしいな
と思ったら、
すぐに
保護者や
先生に相談！

ID、
パスワードを
ネット上に
書かない！

出典：法務省人権擁護局・(公財)人権教育啓発推進センター発行「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」

パネル図柄【インターネット】

[ネット5] インターネット上で相手を傷つけないために



出典：法務省人権擁護局・(公財)人権教育啓発推進センター発行「あなたは大丈夫？考え方！インターネットと人権」

[ネット6] 困った時には、一人で悩まず、相談しよう①



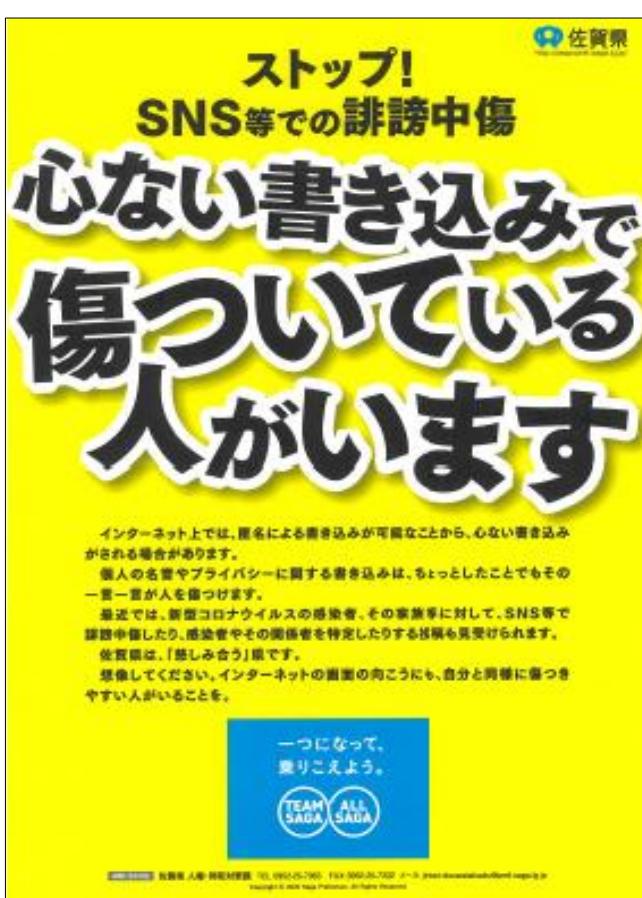
●子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）
電話 0120-007-110（セロセロなどのひくとおばん）
受付時間=平日午前8時30分から午後5時15分まで
●インターネット人権相談受付窓口
(パソコン) http://www.moj.go.jp/jinken/jinken113.html [インターネット人権問題]
(携帯電話) http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html
※右のQRコードを携帯電話のバーコードリーダーで読み込むと簡単に接続できます。
●みんなの人権110番（全国共通）
電話 0570-003-110（セロセロなどのひくとおばん）
受付時間=平日午前8時30分から午後5時15分まで
●女性の人権ホットライン（全国共通）
電話 0570-070-810（セロナセロのハートライン）
受付時間=平日午前8時30分から午後5時15分まで

[ネット7] 困った時には、一人で悩まず、相談しよう②



出典：法務省人権擁護局・(公財)人権教育啓発推進センター発行「あなたは大丈夫？考え方！インターネットと人権」

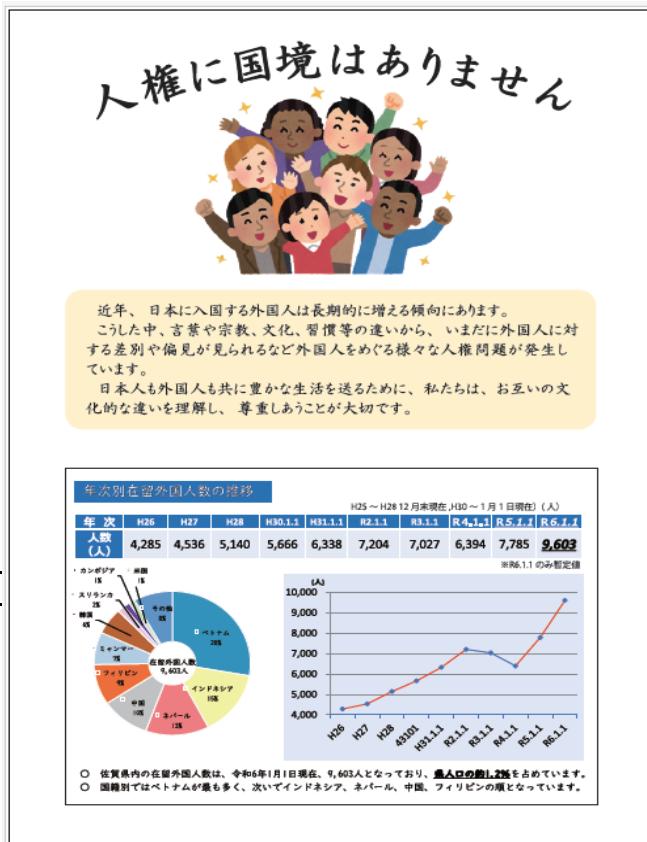
[ネット8] ストップ！SNS等での誹謗中傷



パネル図柄【外国人】

[外国人1] 人権に国境はありません

(令和7年4月1日現在)



[外国人2] ヘイトスピーチは許さない



[外国人3] 職場の人権 基本の「き」外国人



パネル図柄【犯罪被害者等】

[犯罪1] 犯罪被害者の人権を守るために
(令和7年4月1日現在)

犯罪被害者等の
人権を守るために

- 私たちは、誰でも幸福に生きる権利を持っています。しかし、同じ社会の一員の不法な行為によって、ある日突然、幸福に生きる権利を奪われてしまった人たちがいます。犯罪被害者とその家族の人たちです。
- 犯罪被害者やその家族は、直接被害をこうむった身体的・精神的負担だけでなく、家業や仕事を続けられなくなり、収入が減るなどの経済的負担や周囲の偏見などによる精神的負担、プライバシーの侵害など、二次的な被害にも悩まされています。
- 平成16年に「犯罪被害者等基本法」が制定されるなど、制度面での改革は進められています。しかし、制度面での改善だけではなく、犯罪被害者やその家族に対する、周囲の偏見や風評、過剰な取材などがなされないよう、私たち一人ひとりがこの問題に対する理解を深め、犯罪被害者やその家族の人権に配慮していくことが大切です。



パネル図柄【北朝鮮】

[北朝鮮1] 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 (令和7年4月1日現在)

12月10日から16日までは
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律」が施行されました。

この法律で、国及び地方公共団体の責務が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

我が国の緊急の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対応が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての关心と認識を深めていくことが大切です。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての 関心と理解を深めよう



[北朝鮮3] 工作船の主な特徴

工作船の主な特徴



名：長漁3705
長：29.68メートル
幅：4.66メートル
深：2.30メートル
総トン数：441トン
出力：約4400馬力
(一般的な漁船の約10倍)
速力：約33ノット(51km/h)
航続距離：1200海里(約2,200km)(速力33ノット時)
3000海里(約5,000km)(速力7ノット時)



高速航行に適したV字型の
船型特殊な用途、任務の
ために建造されたもの



【船体特徴】長さ：約11m 幅：2.5m

[北朝鮮2] 工作船事件の概要

工作船事件の概要

B1/B/22, 16:57:59
RZ +51.9 EL -0.1

船体への威嚇射撃



★引揚げ(平成14年9月11日)

★沈没位置

鹿児島

奄美大島

パネル図柄【北朝鮮】

[北朝鮮5] 政府認定17名に係る事案概要②

政府認定17名に係る事案概要

1978(昭和53)年6月頃 元飲食店店員拉致容疑事案

田中 実さん (28・兵庫県)
 ●被害者：田中 実さん (28・兵庫県)
 ○歐州に向け出国した後失踪。
 ○2002年10月にクアラルンプールで行われた日朝国交正常化交渉第12回本会談及び2004年に計3回行われた日朝実務者協議において我方から北朝鮮側に情報提供を求めたが、第3回実務者協議において、北朝鮮側より、北朝鮮に入視したことは確認できなかったと回答があつた。
 ○2005年4月に田中実さんが拉致認定されて以降、政府は、北朝鮮側に対し、即時復帰及び事案に関する真相究明を求めてきているが、これまでに回答はない。

1978(昭和53)年6月頃 李恩恵(リ・ウネ) 拉致容疑事案

田口 八重子さん (22・不明)
 ●被害者：田口 八重子さん (22・不明)
 ○1987年11月の大韓航空機爆破事件で有罪判決を受けた北朝鮮の謀報員金賢姫(キム・ヒヨンヒ)は、「李恩恵(リ・ウネ)」という女性から日本人の振る舞い「方を学んだ」と主張している。この李恩恵は行方不明となった田口さんと同一人物と考えられる。
 ○北朝鮮側は、田口さんは1984年に原教真さんと結婚し、1985年の原さんの病死後すぐに自動車事故で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。
 ○2005年3月、金賢姫氏と飯塚さんとの面会において、金氏により田口さんは否に係る重要な参考情報(注)が新たに得られたことから、現在、同情報についての確認作業を進めている。
 (注) 金氏の発言：「1987年11月にマコオから連れてきて、2ヶ月3ヶ月頃、運転手から田口さんがどこか知らないところに連れて行かれたと聞いた。86年に一人暮しの被害者を連れてきたと聞いていたので、田口さんもどこかに行って結婚したのだと思った。」

1978(昭和53)年7月7日 アベック拉致容疑事案

地村 保志さん (23・福井県)
 地村 富貴恵さん (23・福井県)
 被疑者：(旧姓：濱本)
 シン・グアンス
 ●被害者：地村 保志さん (23・福井県)
 ○「二人でデートに行く」と言って出かけて以来、失踪。
 ○2人は1979年に結婚。2002年10月に日本に帰国。娘1人と息子2人は2004年5月に帰国。
 ○捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員、辛光洙(シン・グアンス)について、2006年2月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要請している。

[北朝鮮6] 政府認定17名に係る事案概要③

政府認定17名に係る事案概要

1978(昭和53)年7月31日 アベック拉致容疑事案

蓮池 薫さん (20・新潟県)
 蓮池 祐木子さん (旧姓：奥士) (22・新潟県)
 被疑者
 ハン・クムニョン チュ・スンチヨル キム・ナムジン
 ●被害者：蓮池 薫さん (20・新潟県)
 ○蓮池さんは「ちょっと出かける。すぐ帰る」と言って外出したまま失踪。同様に奥士さんも外出したまま失踪。
 ○2人は1980年に結婚。2002年10月に日本に帰国。娘1人と息子1人は2004年5月に帰国。
 ○捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員、自称小住健蔵こと通称チ・スンチヨルについて2006年2月に、また、共犯者は元当時朝鮮労働党对外情報調査部対日課指導員、自称韓羽一(ハン・ミヨンイル)こと通称ハン・クムニョン及び通称キム・ナムジンについて2007年2月にそれぞれ逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要請している。

1978(昭和53)年8月12日 アベック拉致容疑事案

市川 健一さん (23・鹿児島県)
 増元 るみ子さん (24・鹿児島県)
 ●被害者：市川 健一さん (23・鹿児島県)
 ○「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。
 ○北朝鮮側は、1979年7月に2人は結婚し、市川健一さんは同年9月に心臓麻痺で死亡し、増元るみ子さんは1981年に心臓麻痺で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

1978(昭和53)年8月12日 母娘拉致容疑事案

曾我 ひとみさん (19・新潟県)
 曾我 ミヨシさん (46・新潟県)
 被疑者
 キム・ミヨンスク
 ●被害者：曾我 ひとみさん (19・新潟県)
 ○「2人で買い物に行く」と言って出かけて以来失踪。
 ○ひとみさんは2002年10月日本に帰国。次(ジェンキンス氏(米国人))と2人の娘も2004年7月に渡日・帰国。
 ○北朝鮮側は、曾我ミヨシさんは北朝鮮に入渠していないとしている。
 ○捜査当局は、拉致実行犯である北朝鮮工作員、通称キム・ミヨンスクについて、2006年11月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

[北朝鮮7] 政府認定17名に係る事案概要④

政府認定17名に係る事案概要

1980(昭和55)年5月頃 歐州における日本人男性拉致容疑事案

石岡 亨さん (22・歐州)
 松木 薫さん (26・歐州)
 被疑者
 泰 順子 若林 佐喜子
 ●被害者：石岡 亨さん (22・歐州)
 ○松木 薫さん (26・歐州)
 ○2人も歐州滞在中の1980年に失踪。1988年に石岡さんから日本の家族に出した手紙(ポーランドの消印)が届き、石岡さん、松木さん、そして有本恵子さんが北朝鮮に在住していると伝えられてきた。
 ○北朝鮮側は、石岡さんは1988年11月にガス事故で有本恵子さんと共に死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。また、同様に松木薫さんについても、1986年6月に交通事故で死亡したとして、2002年6月及び2004年11月に開催された第3回日朝実務者協議と2回にわたり、北朝鮮側から松木さんの「遺骨」の可能性があるとされるものが提出されたが、そのうちの一部からは、同人のものとは異なるDNAが検出されたとの鑑定結果を得た。
 ○捜査当局は、拉致実行犯である「よど号」犯人の妻・泰順子及び若林(旧姓:黒田) 佐喜子について、2007年6月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。

1980(昭和55)年6月中旬 辛光洙(シン・グアンス) 事件

原 敦尾さん (43・宮崎県)
 被疑者
 辛 光洙 金 吉旭
 ●被害者：原 敦尾さん (43・宮崎県)
 ○宮崎県内で発生。本件については、北朝鮮工作員、辛光洙(シン・グアンス)が、韓国当局に対して、原さんの拉致を認める証言をしている。直接当局は、辛光洙について、これまで原さんに成りこわつた容疑で逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求してきたが、2006年4月には、新たに拉致容疑の主犯として逮捕状が発付されている。北朝鮮側は身柄の引渡しに応じていないどころか、同人を「英雄」として称えている。また、捜査当局は原さん拉致容疑の共犯者である金吉旭(キム・ギルウク)についても逮捕状の発付を得ており、国際手配を行ななどの所要の措置を講じている。
 ○北朝鮮側は、原さんは、1984年に田口八重子さんと結婚し、1986年に肝硬変で死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

1983(昭和58)年7月頃 歐州における日本人女性拉致容疑事案

被疑者
 有本 恵子さん (23・歐州)
 鮎本 公博
 ●被害者：有本 恵子さん (23・歐州)
 ○歐州にて失踪。「よど号」犯人の元妻は、北朝鮮当局と協力して有本さんを拉致したことを探めている。捜査当局は、拉致容疑である「よど号」犯人の鮎本(旧姓:安部)公博について、2002年9月に逮捕状の発付を得て国際手配するとともに、政府として北朝鮮側に身柄の引渡しを要求している。
 ○北朝鮮側は、有本さんは1988年11月にガス事故で石岡亨さんと共に死亡したとしているが、これを裏付ける資料等の提供はなされていない。

みつけて人権

(令和7年4月1日現在)



地域・職場・学校・家庭 インターネットを悪用した人権侵害



地域

障がいのある人と人権



地域

外国人と人権



地域

性的指向と人権



学校

身近な人権



職場

性自認と人権

学校

東日本大震災に起因する人権問題

職場

女性と人権

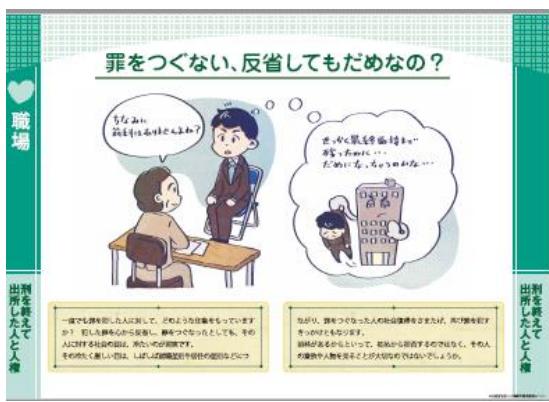


職場

刑を終えて出所した人と人権

職場

性自認と人権



家庭

同和問題(部落差別)と人権

家庭

高齢者と人権



家庭

固定的な性別の割当意識

